

《毎年の手続》

○奨学金継続願

貸与奨学生として採用された後は、毎年１月に必ず「スカラネット」を通して「奨学金継続願」を提出しなければなりません。

手続きを怠ると、奨学金が廃止されます。

○給付奨学金在籍報告

給付奨学生として採用された後は、毎年４月に必ず「スカラネット」を通して「在籍報告」をしなければなりません。

手続きを怠ると、給付奨学金を受給することができなくなります。

○適格認定

奨学生の毎年の学修状況を審査し、習得単位数が著しく少ないなど成績不良者へは次の措置を行います。

警告	学業成績が向上しない場合には奨学金の交付を停止又は廃止する旨の通告
停止	１年以内で奨学金の交付を停止
廃止	奨学生資格を失わせる
廃止（遡及取消）	奨学生資格を失わせ、学年の始期に遡って、支援された給付奨学金の返還及び授業料減免分の納入 ※対象要件→学業成績が著しく不良であると認められ（修得単位数の合計が標準単位数の１割以下・学修意欲があると認められない）、学業不振について、災害、傷病その他のやむを得ない事由があるとは認められない場合